

兵庫県教育委員会活動方針（2019年度）

将来の変化を予測することが困難な時代の到来を見据え、第3期ひょうご教育創造プランの基本理念である「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり」を基本に、変化に柔軟に対応し、社会を創造し、先導できる「未来への道を切り拓く力」の育成を目指して、兵庫らしい教育施策を積極的に推進する。

1 教育委員会会議の開催

教育委員会の議決事項、当面する教育課題を審議するため、教育委員会会議を開催する。

- (1) 時 期 原則として毎月2回（年24回程度）（予定）
※ 緊急を要する事案が発生した場合には、臨時に開催する
- (2) 内 容 教育施策の基本的な方針・計画の決定
教育委員会規則等の制定
人事案件 等
- (3) その他 原則として公開し、会議録を後日公表する

2 移動教育委員会の開催

教育委員会の活動を県民に広く周知するため、教育委員会会議を県内各地域で開催（「移動教育委員会」という。）する。

- (1) 時 期 年4回（5月～12月）（予定）
- (2) 内 容 通常の議事等に加え、各教育事務所における第3期ひょうご教育創造プランに基づく管内教育状況の調査 等
- (3) その他 原則として公開し、会議録を後日公表する

3 総合教育会議への出席

知事と教育委員会が教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、教育課題、方向性等を協議調整する。

- (1) 回 数 年2回程度
- (2) 内 容 本県教育にかかる重点施策の方向性 等
- (3) その他 原則として公開し、会議録を後日公表する

4 学校現場等の視察

教育委員が県内各地域の教育現場の現状を把握するため、学校及び社会教育施設等を視察するとともに、教職員等との意見交換を行う。

- (1) 時期 年4回（移動教育委員会と併せて実施）
- (2) 内容
 - ・学校教育活動や地域との連携状況の視察
 - ・児童生徒や教職員等との意見交換
 - ・市町教育委員会教育長との教育施策の取組状況等についての意見交換
 - ・博物館等社会教育施設の視察 等

5 特別講義等の実施

(1) 特別講義の実施

高校生のキャリア形成への支援を図るため、教育委員がそれぞれの専門分野における知見をもとに講義を行う。

- ・年10回（委員5名×各2回）程度

(2) 県立学校長との意見交換の実施

学校において喫緊の課題となっている働き方改革、いじめ、不登校など生徒指導問題、管理職への女性登用などについて、学校長と意見交換を行う。

- ・県立学校校長研修 等

6 テーマ別研究協議の実施

当面する様々な教育課題について研究協議する機会を設定する。

- (1) 時期 教育委員会会議の開催日等に適宜実施
- (2) 内容 次年度の重要施策、個別の教育課題 等

7 広報活動の充実

ホームページやデジタル広報誌等を通じて、教育委員会の活動状況や教育委員の教育に対する思いなどを掲載するとともに、公開による教育委員会議を開催するなど、県民へのタイムリーな情報発信を行う。

8 広聴活動の充実

学校現場等の視察に併せて、児童生徒の教育上の課題について関係者等との意見交換を行う。